

美濃加茂都市計画特定用途制限地域の変更（美濃加茂市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種 類	区 域	面 積	制限すべき特定の建築物の用途の概要	備 考
特定用途制限地域	美濃加茂インターチェンジ周辺地区 ただし、次の区域を除く。 (1) 農用地区域 (2) 保安林 (3) 農地法第5条第2項第1号に掲げる農地又は採草放牧地の区域	約 168 ha	1. ホテル、旅館 2. 遊戯施設（ボーリング場、カラオケボックス、劇場、映画館など） 3. 風俗施設（性風俗店、ぱちんこ屋、マージャン屋など） 4. 畜舎（床面積が 15 m ² を超えるもの）	

位置及び区域は計画図表示のとおり。

変更理由は、以下のとおり。

美濃加茂インターチェンジ周辺地区においては、美濃加茂市都市計画マスタープランにおける「産業拠点ゾーン」としての位置づけや、インターチェンジ周辺という交通の利便性に優れた当該地区の特性を活かし、一部の規制を残しながら生活環境の保全を図りつつ、当該地区の特性に応じた合理的な土地利用が行われることを目的として、一部用途について規制対象から除外する特定用途制限地域の変更を行うこととする。

イ新旧用途地域対照表

美濃加茂都市計画特定用途制限地域の変更 新旧対照表

変更後

種類	区域	面積	制限すべき特定の建築物の用途の概要	備考
特定用途制限地域	美濃加茂インターチェンジ周辺地区 ただし、次の区域を除く。 (1) 農用地区域 (2) 保安林 (3) 農地法第5条第2項第1号に掲げる農地又は採草放牧地の区域	約 168 ha	1. ホテル、旅館 2. 遊戯施設（ボーリング場、カラオケボックス、劇場、映画館など） 3. 風俗施設（性風俗店、ぱちんこ屋、マージャン屋など） 4. 畜舎（床面積が 15 m ² を超えるもの）	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

変更前

種類	区域	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
特定用途制限地域	美濃加茂インターチェンジ周辺地区 ただし、次の区域を除く。 (1) 農用地区域 (2) 保安林 (3) 農地法第5条第2項第1号に掲げる農地又は採草放牧地の区域	約 168 ha	1. 危険性や環境を悪化させるおそれのある一定規模以上の工場、貯蔵施設など 2. 一定規模（1,500 m ² ）を超える店舗、事務所など 3. ホテル、旅館 4. 遊戯施設（ボーリング場、カラオケボックス、劇場、映画館など） 5. 風俗施設（性風俗店、ぱちんこ屋、マージャン屋など） 6. 倉庫業を営む倉庫 7. 畜舎（床面積が 15 m ² を超えるもの）	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」